

東京都 熱と電気の有効利用促進事業

(太陽熱利用システム・地中熱利用システム)

助成金申請の引き

R5_{Ver.1.3}

対象者:①令和5年度に事前申込を行い、令和6年5月31日以降に交付申請兼実績報告を提出される方
②令和5年4月1日から令和5年6月30日までに契約締結及び設置が完了したが、事前申込を行っていない方

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 17階

電話:03-5990-5086

(創エネ支援チーム 熱と電気の有効利用促進事業 担当)

(受付時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00

ホームページ: https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/effective_utilization/r5

事業概要、助成対象者等の申請条件及び本要件に記載がない事項については、「熱と電気の有効利用促進事業」実施要綱、交付要綱及び助成金申請の手引き並びに公社の定めるところにより適用されます。申請をする前に、必ずご一読ください。

- 電話番号はお間違えのないようお願いいたします。
- 通話料がかかります。
- 基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。
- 申請はPCから行ってください。スマートフォンからの申請について、動作確認は行っておりません。

目次

助成金を申請される皆様へ.....	3
【更新履歴】.....	4
1.1 事業概要.....	7
1.2 助成対象者（交付要綱第3条参照）.....	7
1.3 本事業の実施期間（交付要綱第4条）.....	9
1.4 助成対象経費（交付要綱第5条参照）.....	10
1.5 助成対象（交付要綱第6条参照）.....	12
1.6 助成金の交付額（交付要綱第11条参照）.....	14
1.7 本助成金の事前申込（交付要綱第7条参照）.....	16
1.8 本助成金の交付申請（交付要綱第12条、13条参照）.....	17
1.9 手続代行者（交付要綱第14条、第15条参照）.....	18
1.10 助成金の交付決定及び交付額の確定（交付要綱第16条参照）.....	18
2.1 助成金交付の条件（交付要綱第17条参照）.....	19
2.2 管理、譲渡等の報告等.....	20
（交付要綱第9条、第10条、第17条、第21条、第22条、第23条、第24条参照）.....	20
2.3 処分の制限（交付要綱第25条参照）.....	22
2.4 交付決定の取消し（交付要綱第26条参照）.....	22
2.5 不正手続き等に対する措置（交付要綱第26条の2参照）.....	22
2.6 助成金の返還（交付要綱第27条参照）.....	23
2.7 違約加算金及び延滞金（交付要綱第28条、第29条参照）.....	23
2.8 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第30条参照）.....	24
2.9 個人情報の取り扱い（交付要綱第34条参照）.....	24
2.10 電子申請について（交付要綱第7条、第12条参照）.....	24
3.1 申請書類を作成いただく前に.....	25

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という)が実施する熱と電気の有効利用促進事業につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

熱と電気の有効利用促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成対象等の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器等の管理状況等について調査することがあります。
3. 公社は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率10.95%)を加えて返還していただきます。

公益財団法人 東京都環境公社

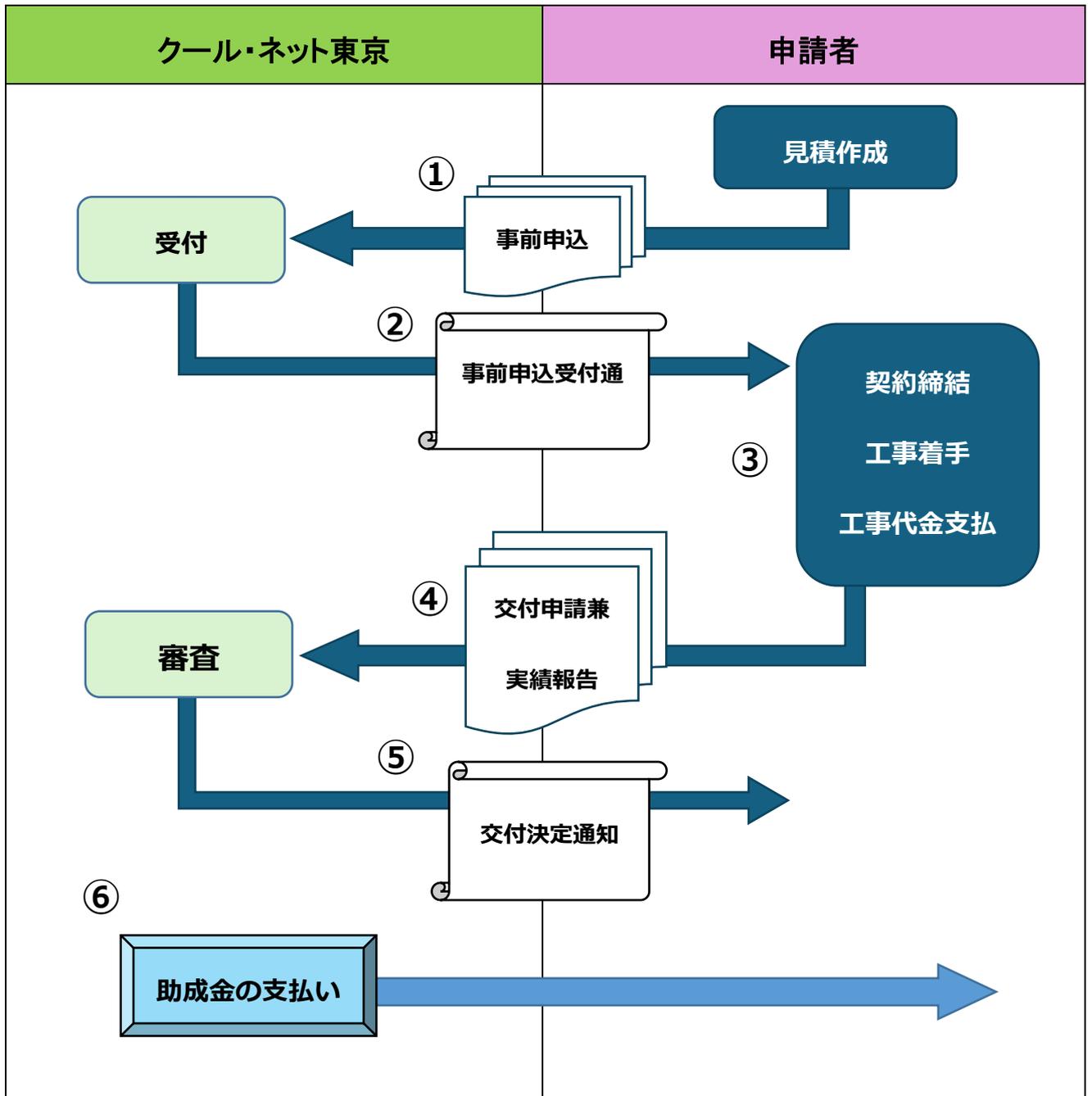
【更新履歴】

No.	版	更新日	更新項目	主な更新内容
1	1.0	2024/5/31	-	初版作成
2	1.1	2024/6/28	-	体裁修正、内容の追記
3	1.2	2024/9/13	-	軽微な修正
4	1.3	2024/10/11		内容追記

申請される方は、
本ページ及び別紙の添付書類の手引きをご確認ください。

【申請手続きの流れ】

(交付要綱第7条・第13条)



- ① 申請者は助成対象機器を購入、設置を行う契約前に事前申込を行ってください。
 ※ 令和5年4月1日から令和5年6月30日までに工事契約・発注・着工を行った場合も助成対象になります。その場合も令和5年5月29日以降に事前申込、令和5年6月30日以降に交付申請兼実績報告を行ってください。なお、事前申込の受付は、令和6年9月30日までとなります。
 ※ 申請書作成日ではなく、申請書受付日が基準になります。

㊟事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は統一してください。
事前申込を電子申請した場合は、交付申請兼実績報告も電子申請で提出する必要があります。

- ② 公社は事前申込受付通知(メール)をお送りします。
 ※ 受付通知日以降から工事契約が可能となります。
- ③ 契約締結、工事着手、工事代金を支払を行ってください。
- ④ 交付申請兼実績報告を行ってください。
事前申込が受理された日から1年以内
令和11年3月30日
 のいずれか早い日付までに申請をしてください。

交付申請兼実績報告書の提出後の契約書の日付の訂正は認めておりません。

助成対象設備の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなします。
 事前申込から1年以内に申請ができない場合は無効となります。
 事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は統一してください。

なお、国及び他の地方公共団体による補助金を申請した(申請予定含む)場合は、国及び他の地方公共団体の補助金の交付決定後に、交付申請兼実績報告を提出してください。

- ⑤ 公社で交付申請兼実績報告書を審査し、交付決定通知書を送付します。
 交付決定通知書は、申請者(助成対象者)ご本人宛に送付します。
- ⑥ 交付決定通知書の送付から1~2か月程度で、公社より助成金をお振込みします。支払い日の連絡はしませんので、予めご了承ください。

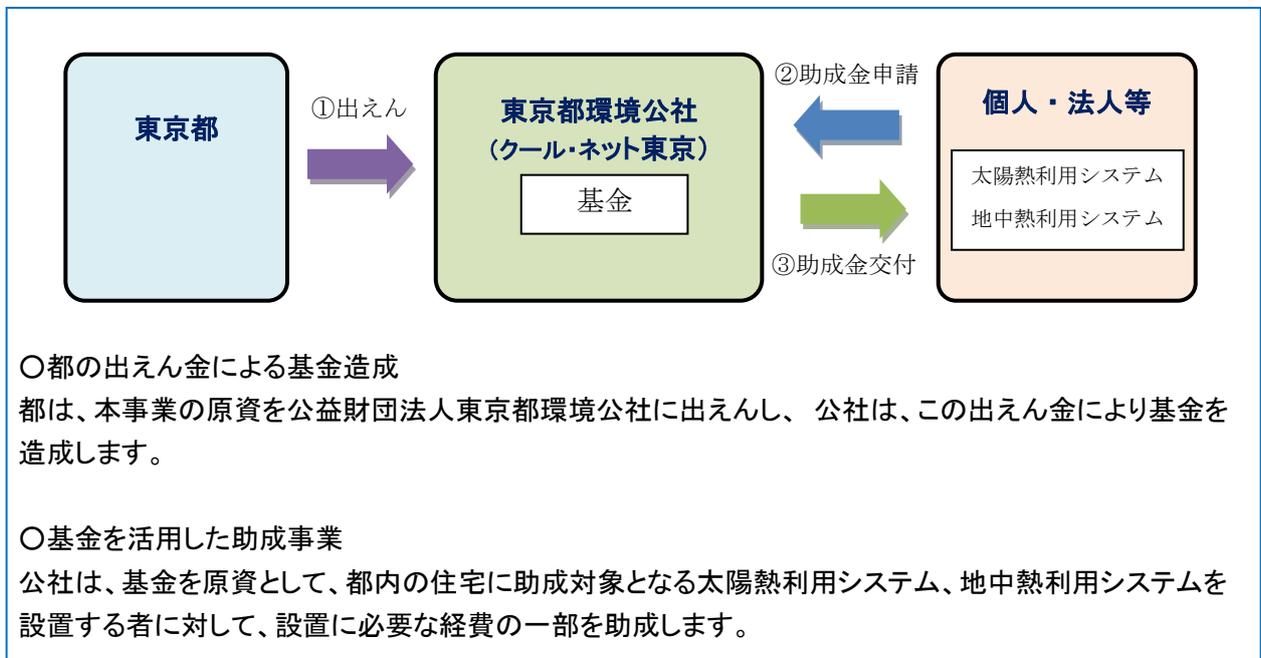
1.1 事業概要

《熱と電気の有効利用促進事業について》

熱と電気の有効利用促進事業(以下「本事業」という。)とは、公社が令和 5 年度から令和 10 年度において、都内にある住宅に設置されている太陽熱利用システム・地中熱利用システムに対して、その経費の一部を助成することにより、熱と電気を無駄なく有効に利用していく取組として、再生可能エネルギーといった活用可能な熱源等の家庭における利用機器に対する導入促進を目的とするものです。

この事業の実施については、「熱と電気の有効利用促進事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)及び「熱と電気の有効利用促進事業助成金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》



1.2 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる設備（以下「対象設備」という。）を所有する、次の者になります。

- 所有する対象設備を都内の住宅に設置する個人又は法人。
 - 所有する対象設備を他の者の東京都内の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人
 - その他マンション管理組合の管理者および管理組合法人並びに住宅供給事業者。
- なお、国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

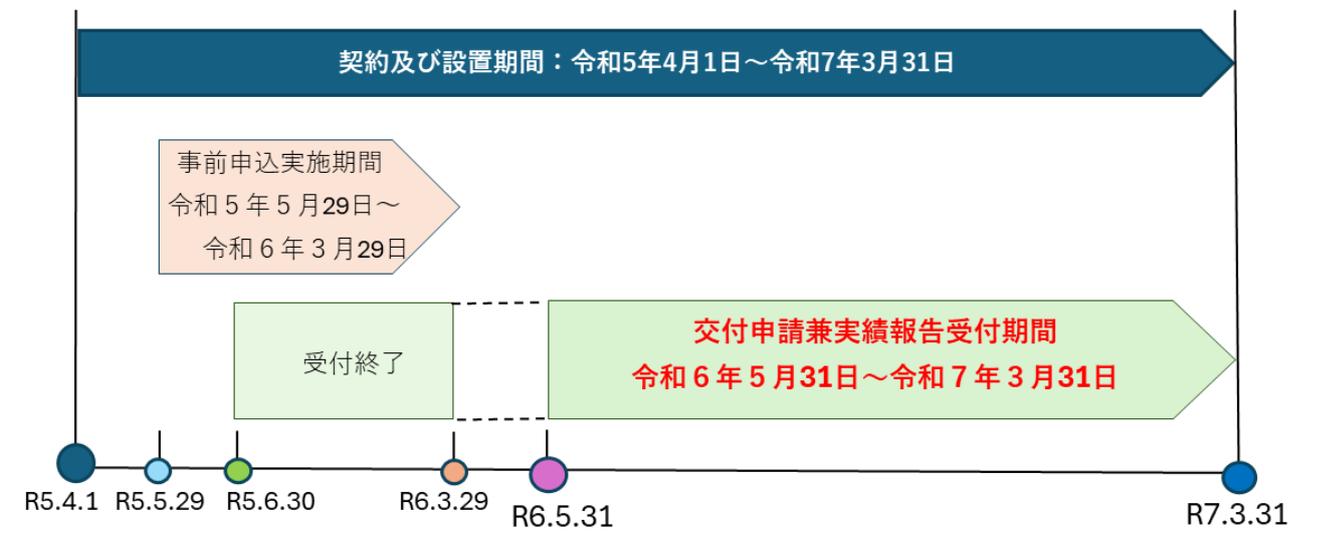
- * 東京都以外にお住まいの方であっても、都内に対象設備を設置する場合は、申請可能です。
- * 対象設備から供給される熱等利用する住宅において、当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に対象設備を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている必要があります。
- * 対象機器について、当該機器により供給された電力等が使用される住宅（以下「助成対象住宅」という。）の区分所有者全員の共有に属する場合には、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人が助成対象者となります。
- * 賃貸住宅のオーナーが対象機器を設置し、入居者が電力需給契約を締結している場合など、助成対象者と電力需給契約者は異なってもかまいません。ただし、この場合は、対象機器を所有している賃貸オーナーが、申請してください。
- * リース等により対象設備を設置した場合は、当該設備の所有権を有するリース事業者等を助成対象者とします。
- * 実施要綱に記載されている「リース等」の契約及び交付要綱に記載されている設備の貸与という表現については、契約の名称または契約当事者の呼称にかかわらず、貸主等（リース契約の貸手、または利用者との利用契約に基づき対象設備を使用させる事業者）が設備を代わりに購入して借主等（リース契約の借手、または事業者との利用契約に基づく設備の利用者）に使用させ、借主等は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主等に支払うものであればよいものとします。
- * 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者である必要があります。
- * 対象機器を設置する方は、新耐震基準等による建物の強度や設置場所、メンテナンスの時期等について、設置業者から十分な説明を受けてください。

1.3 本事業の実施期間 (交付要綱第4条)

本年度からの助成金の事前申込の募集は令和5年度から令和9年度まで、助成金の交付は令和5年度から令和10年度まで行います。詳しいスケジュールは下記の通りです。

交付申請兼実績報告の申請は事前申込から1年以内に行ってください。

◎事前申込を令和5年5月29日から令和6年3月29日までに行い、交付申請兼実績報告書を令和6年5月31日以降に提出する申請者向け(申請方法は電子申請を推奨)



◎令和5年4月1日から令和5年6月30日までに契約締結または契約締結及び工事を行った場合も対象となります。その場合は、令和6年9月30日まで本事業の申請が可能(事前申込が可能)となりますので、該当される方はお問合せください。

1.4 助成対象経費 (交付要綱第5条参照)

助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

- ① 第12条による交付申請を行うための第7条の規定による事前申込(以下「事前申込」という。)を公社が受け付けた日以降に、当該助成対象機器の売買契約又はリース等の契約を締結するものとする。
- ② 事前申込の受付日より前に契約締結又は工事をしたものであっても、下表の期間に契約締結又は契約締結及び工事をしたものについては助成対象経費に含まれるものとする。

契約締結等をした日
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの間

(1) 太陽熱利用システム

機器費(対象設備の購入等に要する費用)及び工事費(消費税除く)

【助成対象経費】

費目	助成対象経費	
機器費	助成対象事業に必要な本体機器(集熱器、蓄熱槽及び補助熱源機※)の設置に必要な経費	
	付属機器	(集合住宅に設置する場合) 助成対象事業に必要な集熱配管、制御装置及びこれらに附帯する設備の購入、製造及び架台等の据付に必要な経費 (戸建住宅に設置する場合) 助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費
工事費	(集合住宅に設置する場合) 助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費 (戸建住宅に設置する場合) 対象機器、配管化粧カバー等の設置の工事に必要な経費	

※補助熱源機が既設の場合は除く。

【助成対象外経費】

費目	助成対象外経費
機器費	(集合住宅に設置する場合) 土地の取得に必要な経費、 (戸建住宅に設置する場合) 蓄熱コンクリートなど体を利用する部分の設置に必要な経費 ○利便性向上目的のオプション(サブリモコンなど)
工事費	(集合住宅に設置する場合) 基礎工事については機器の基礎以外の工事に必要な経費、足場の設置に必要な経費 (戸建住宅に設置する場合) 太陽熱利用システムの設置に直接関係のない工事費

(2) 地中熱利用システム

機器費(対象設備の購入等に要する費用)及び工事費(消費税除く)

【助成対象経費】

費目	助成対象経費	
機器費	地中熱ヒートポンプ、室内機、蓄熱(貯湯)槽、熱交換器の設置に必要な経費	
	付属機器	助成対象事業に必要な配管、制御装置及びこれらに附帯する設備に要する経費
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な掘削工事、配管、配電等の工事に必要な経費	

【助成対象外経費】

費目	助成対象外経費
機器費	空気熱ヒートポンプ、土地の取得に必要な経費
工事費	地中熱利用システムの設置に直接関係のない工事費

1.5 助成対象 (交付要綱第6条参照)

対象設備は、以下の要件に適合するものとします。なお、助成金の交付決定に当たっては、「2.1 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

また、助成対象について、都及び公社の他の同種の助成金の交付を重複して受けることは、できません。

(1) 太陽熱利用システム

- ア 太陽熱を集熱器に集めて給湯、空調(輻射式の暖房を含む。以降同じ。)又は給湯及び空調に利用するシステムで、液体集熱式(強制循環式に限る。)又は空気集熱式によるものであること。
- イ 集熱器(集熱パネル)が、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けているもの又は日本産業規格の JIS A4112 に規格する基準相当の性能を持つものとして公社が認めるものであること。

一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けているもの
(ただし、自然循環型(太陽熱温水器)を除く)
一般財団法人ベターリビングホームページ <https://www.cbl.or.jp/blsys/index.html>
『地方自治体の助成制度に対応する 太陽熱利用システムの認定製品リスト(Excel)』

日本産業規格の JIS A4112 に規格する基準相当の性能を持つもの

■必要提出書類

JIS への適合確認を証明する書類として、以下のいずれか1つ

- ① JIS マークを取られている場合は、適合認証証
- ② JIS マークを取っていない場合は、JIS Q 1000 に基づく自己適合宣言書
- ③ ソーラーシステム振興協会の優良ソーラーシステム認証制度など独自の制度をもっている機関の認証書

型式名、供給方式、集熱器の面積、集熱器の枚数を確認できる書類として、以下のいずれか1つ

- ① カタログ
- ② 仕様書
- ③ 取扱説明書

ウ 未使用品であること。

エ 都内の住宅に新規に設置されたものであること。

オ 当該助成対象設備により供給される熱を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分で利用するものであること。

※メーカー保証対象外の設置方法等による申請は、助成対象外となります。

- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象設備から供給される熱を利用する場合も対象となります。
- * 対象設備を供給される熱の利用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、熱を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。
- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象設備を設置し、店舗又は診療所等のみで対象設備から供給される熱を利用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で熱が利用されていないため、助成対象となりません。

- * 対象設備等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象設備の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請兼実績報告を行うものとしします。(助成金事前申込フォームの<誓約事項>を必ず確認してください。)

(2) 地中熱利用システム

- ア 地中の熱を熱源として、給湯、空調又は 給湯及び空調に利用するシステムで、クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用するもの。
- イ 暖房時エネルギー消費効率(定格 COP 値)が 3.7 以上であること。
- ウ 未使用品であること。
- エ 都内の住宅に新規に設置されたものであること。
- オ 当該助成対象設備により供給される熱を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分で利用するものであること。

※メーカー保証対象外の設置方法等による申請は、助成対象外となります。

- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象設備から供給される熱を利用する場合も対象となります。
- * 対象設備を供給される熱の利用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、熱を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。
- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象設備を設置し、店舗又は診療所等のみで対象設備から供給される熱を利用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で熱が利用されていないため、助成対象となりません。
- * 対象設備を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象設備の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとしします。

1.6 助成金の交付額 (交付要綱第 11 条参照)

事業の助成金交付額は、次のとおりとします。

◆助成金額

本助成金の交付額は、次に定める金額(千円未満切り捨て)とする。

ただし、助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合は、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付します。

《国又は他の地方公共団体(区市町村)の補助金を申請する場合の注意事項》

- ① 国又は他の地方公共団体(区市町村)による補助金の交付を受ける場合にあっては、交付決定通知書等の提出が必須となります。
- ② 国または他の地方公共団体からの補助金の交付額確定前に、東京都に申請した場合など、**都の交付決定通知後の助成金申請金額の増額の変更は受付できません。**

(1) 太陽熱利用システム

ア 本事業でのみ助成金を申請する場合

助成対象経費の 2 分の 1 の額(千円未満切り捨て)とします。

ただし、1 住戸当りの上限額は次のいずれか小さい額とします。

- ① 1 住戸当たり 550,000 円
- ② 太陽熱利用システムに係る集熱器(集熱パネル)の面積(m^2 を単位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入したものとする。)に 1 m^2 当たり 100,000 円を乗じた額

イ 本事業と国及び他の地方公共団体等に助成金・補助金を申請する場合(併給)

① 本助成金交付額と国及び他の地方公共団体による当該補助金交付額の合計額が本助成対象経費を超えない範囲で交付します。

なお、助成金の支払後、当該本助成金の交付額が、助成対象経費を超えた場合は、超過した額を公社の請求に基づき返還する必要があります。

② 国又は他の地方公共団体の補助金交付先が、本事業の助成対象者と異なる場合であっても、最終的に、国又は他の地方公共団体の補助金を享受する者が、本事業の助成対象者と同一であれば、本事業と併給するものと見なします。

ただし、上記アは超えないものとします。

(2) 地中熱利用システム

ア 本事業でのみ助成金を申請する場合

助成対象経費の 5 分の 3 の額(千円未満切り捨て)とします。

ただし、1 台当りの上限額は 1,800,000 円とします。

また、戸建住宅は、設置台数の上限が 1 住戸当たり 1 台とな

イ 本事業と国及び他の地方公共団体等に助成金・補助金を申請する場合(併給)

① 本助成金交付額と国及び他の地方公共団体による当該補助金交付額の合計額が本助成対象経費を超えない範囲で交付します。

なお、助成金の支払後、当該本助成金の交付額が、助成対象経費を超えた場合は、超過した額を公社の請求に基づき返還する必要があります。

②国又は他の地方公共団体の補助金交付先が、本事業の助成対象者と異なる場合であっても、最終的に、国又は他の地方公共団体の補助金を享受する者が、本事業の助成対象者と同一であれば、本事業と併給するものと見なします。

ただし、上記アは超えないものとします。

1.7 本助成金の事前申込 (交付要綱第7条参照)

①助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下、「助成対象者」という。)は、助成対象の契約締結(購入、設置)を行う前または、リース等の契約を締結する前に事前申込書、見積書及び誓約書を電子申請を利用して公社に提出してください。

②事前申込 受付期間

◆令和5年度の事前申込は終了しています。

③事前申込有効期限

事前申込有効期限は1年間です。

1年以内に交付申請兼実績報告書が提出されない場合、その事前申込は無効となります。

事前申込と交付申請兼実績報告の提出方法は統一してください。

1.8 本助成金の交付申請 (交付要綱第12条、13条参照)

- ①事前申込を行い、助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下、「交付申請者」という。)は、交付申請兼実績報告書(第6号様式)及び交付要綱別表2にかかる書類を、下記③の期限内に電子申請を利用して公社に提出してください。
- ②交付申請兼実績報告 受付期間
＜令和5年度申請＞
令和6(2024)年5月31日から令和7(2025)年3月31日 (郵送:17時公社必着、電子申請:当日17時まで)
※公社における予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。
- ③交付申請兼実績報告 申請期限
・事前申込有効期限(事前申込が受理された日から1年以内)
・令和11年3月30日
交付申請の受付期間は以下のいずれか早い日までに申請してください。

※助成対象設備の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなします。
※交付申請兼実績報告書の提出後の契約書の日付の訂正は認めておりません。
- ④修正や書類提出の連絡に対して6ヶ月間当該不備の修正を行わないときは、申請は撤回されたものとし、書類等は破棄させていただきます。ご注意ください。
- ⑤過去に東京都及び公社の助成金の交付を受けているエコキュート・ハイブリッド給湯器について、重複して申請を受理することはできません。
- ⑥国及び他の地方公共団体による補助金を申請した(申請予定含む)場合は、国及び他の地方公共団体の交付決定後に、交付申請兼実績報告を提出してください。

1.9 手続代行者（交付要綱第 14 条、第 15 条参照）

助成対象者は、本手引き「1.7 本助成金の事前申込」及び「1.8 本助成金の交付申請」による助成金の申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の申請に係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- * 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- * 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

1.10 助成金の交付決定及び交付額の確定（交付要綱第 16 条参照）

公社は、「1.8 本助成金の交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付額を確定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付し、1 か月から2か月程度で助成金を支払います。

- * 助成金の交付決定通知は封書で郵送にて行います。
- * 送付先は、原則助成対象者宛となります。
対象設備の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- * 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。
- * 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して 14 日以内に、申請の撤回をすることができます。（助成金交付要綱第 18 条参照、交付申請撤回届出書第9号様式）
なお、一度申請を撤回した対象設備については、再申請はできませんのでご了承ください。

2.1 助成金交付の条件 (交付要綱第 17 条参照)

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第 17 条を参照してください。

① 補助金等の受給

助成対象経費について、本助成金以外に都及び公社の他の同種の助成金等の交付を重複して受給しないこと。

② 現地調査への協力

公社は、対象設備の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。申請者は、対象設備から供給される熱等を利用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金事前申込に記載されている<誓約事項>を必ずご確認ください。)

③ 公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

④ 助成対象住宅の所有者の承諾

助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象設備を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。

⑤ 安全性等の確認

助成対象設備について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象設備の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

⑥ 助成対象機器設置時の騒音・振動の配慮

助成対象機器の設置に当たっては、『騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯器の据付けガイドブック(一般社団法人日本冷凍空調工業会)』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活等に適用する騒音・振動の基準を遵守してください。

⑦ 成果の検証等の調査協力及び普及啓発の実施

助成対象者のうち、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資、出せん等の比率が 50%を超える法人については、公社又は東京都から要請があった場合には、本事業の成果を検証するために必要な情報について、当該調査に協力し提供することとします。また、公社又は東京都から要請があった場合には、住宅のエネルギー消費量削減に関する普及啓発を実施することとします。

2.2 管理、譲渡等の報告等

(交付要綱第 9 条、第 10 条、第 17 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象設備の管理を行い、②～④に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ①助成事業者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければなりません。
- ②対象機器が相続、法人の合併、分割により事前申込者の地位承継があった場合に、事前申込者としての地位を継続して保持しようとする者(以下「一般承継事業者(事前申込者)」という。)は、一般承継による事前申込者の地位承継届出書(第 1 号様式)を公社へ提出をしなければなりません。
- ③事前申込者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により事前申込者の地位の承継を行おうとする場合、契約等による事前申込者の地位承継承認申請書(第 2 号様式)を公社へ提出しなければなりません。
- ④助成事業者は、個人にあつては氏名、住所、法人及び管理組合にあつては名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに助成事業者情報の変更届出書(第 10 号様式)を提出しなければならない。
- ⑤対象設備が相続、法人の合併、分割により地位を継続して保持しようとする者(一般承継事業者)は、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継届出書(第 11 号様式)を公社へ提出しなければなりません。ただし、処分制限期間が経過するまでの期間後に一般承継による助成事業者の地位の承継があった場合を除く。
また、地位を辞退する場合には、速やかに一般承継による助成事業者の地位承継辞退申請書(第 12 号様式)を公社へ提出をしなければなりません。
本助成金が支払われる前に辞退の申請を受けた場合は助成事業を廃止し、助成事業者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知します。また、本助成金が支払われた後に辞退の申請を受けた場合は、公社は辞退者へ助成金等交付財産の処分承認基準に基づき、算出された額を請求します。
請求を受けた辞退者は速やかにこれを納付しなければなりません。
公社は、算出金の納付を受けて、辞退者に承認を通知します。
- ⑥住宅供給事業者(住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。)が助成対象機器を設置した新築分譲住宅等を販売する場合は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に交付要綱第 23 条に規定する内容を記載するものとし、この内容に反することがないよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

重要事項説明書記載例

※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが以下の内容について原則全て反映させてください。

太陽熱利用システム、地中熱利用システム(以下「助成対象設備」という。)は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)より「熱と電気の有効利用促進事業」の助成金を受けています。助成対象設備を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引き継がれます。以下のとおり助成対象設備の管理を行い、③～④、⑥に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 公社の指定する者が助成対象設備の稼働状況の現地調査等を行う場合は、譲受者(以下「買主」という。)は、当該現地調査等に協力すること。
- ② 買主は、助成対象設備について、助成対象設備の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。太陽熱利用システム:15年、地中熱利用システム:15年)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象設備に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ③ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から速やかに、買主は、助成事業者情報の変更届出書(第10号様式)を公社に提出しなければならない。
- ④ 法定耐用年数の期間に、助成対象設備の譲渡等により当該対象設備の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から速やかに、助成事業者は、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第14号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑤ 買主は、公社の承認を受けずに、助成対象設備の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑥ 買主は、助成対象設備の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第17号様式)を、公社に提出するものとする。
- ⑦ 公社は、助成対象設備の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。

- ⑦助成事業者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等(以下「契約等」という。)により助成事業者の地位の承継を行おうとする場合は、速やかに、契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第14号様式)を公社に提出しなければなりません。ただし、処分制限期間後に契約等による助成事業者の地位の承継を行う場合を除きます。

公社は、申請を受けたときは、地位の承継を承認する場合は、契約等による助成事業者の地位承継承認通知書(第15号様式)により、不承認とする場合は助成事業者の地位承継不承認通知書(第16号様式)により、申請者に通知します。

- * 対象設備の処分制限期間は以下のとおりです。

太陽熱利用システム・・・15年

地中熱利用システム・・・15年

- * 助成事業者は、対象設備の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

2.3 処分の制限 (交付要綱第 25 条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象設備の処分について制限がありますので、ご注意ください。

- ①助成事業者は、公社の承認を受けないで、対象設備の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはなりません。ただし、処分制限期間を経過した場合はこの限りではありません。

* 対象設備の処分制限期間は以下のとおりです。

太陽熱利用システム・・・15年

地中熱利用システム・・・15年

- ②助成事業者は、①の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第 17 号様式)を、公社に提出するものとします。

- ③公社は、上記②の申請を受けたときは、速やかに①の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を②の申請をした者に通知するものとします。

2.4 交付決定の取消し (交付要綱第 26 条参照)

助成事業者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

- ①助成事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- ②助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は交付要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき
- ③対象機器に対して、都における他の助成金が交付されていることが判明したとき

2.5 不正手続き等に対する措置 (交付要綱第 26 条の2参照)

公社は、交付申請者等が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該交付申請者等に対し、次の措置を講じる場合があります。また、交付申請者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該交付申請者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして措置を行います。

- ① 第 16 条第 2 項の規定による本助成金の不交付の決定、前条第 1 項の規定による交付決定の取消し、次条第 1 項の規定による本助成金の返還の請求及び第 28 条第 1 項の規定による違約加算金の納付の請求。

- ② 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- ③ 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

2.6 助成金の返還 (交付要綱第 27 条参照)

- ①助成事業者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- ②助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、「1.6 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- ③助成事業者は、①及び②により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- ④助成事業者は、③の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第 20 号様式)を提出しなければなりません。

2.7 違約加算金及び延滞金 (交付要綱第 28 条、第 29 条参照)

- ①公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、助成事業者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。)に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- ②助成事業者は、①による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- ③公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- ④助成事業者は、③による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.8 他の助成金等の一時停止等 (交付要綱 30 条参照)

公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

2.9 個人情報の取り扱い (交付要綱第 34 条参照)

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において使用し、及び都に提供するほか、国、地方公共団体等(以下「国等」という。)が行う助成金等その他補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

2.10 電子申請について (交付要綱第 7 条、第 12 条参照)

本事業に係る手続については、原則、電子申請にて行ってください。

※電子による申請ができない場合は、公社にお問い合わせください。

3.1 申請書類を作成いただく前に

(留意事項:必ずお読みください。)

申請書類及び添付書類の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

- * 助成金の審査手続中、会社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。
- * **紙で提出された書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。**
- * 必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

東京都
熱と電気の有効利用促進事業

助成金申請の手引き
(太陽熱利用システム・地中熱利用システム)

R5Ver.1.3

□発行・編集 令和6年10月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NSビル 17階

電話 03-5990-5086

月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00